

平成 27 年 12 月 17 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 白川 真 殿

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
代表取締役 永田喜英

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額

平成27年10月末現在の委託会社の資本金の額： 4億9,500万円

発行可能株式の総数： 80,000株

発行済株式総数： 59,600株

最近5年間の資本金の額の増減：

平成24年4月17日： 資本金の額を2億5,000万円から0円に変更
同時に新株発行による第三者割当増資実施、資本金の額を0円から2億5,000万円に変更

平成25年11月27日： 資本金の額を2億5,000万円から0円に変更
同時に新株発行による第三者割当増資実施、資本金の額を0円から2億5,000万円に変更

平成27年6月1日： 新株発行による第三者割当増資実施、資本金の額を2億5,000万円から4億9,500万円に変更

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでです。取締役会は代表取締役を選定し、代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出ます。取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。ただし、必要に応じて随時開催することができます。監査役は1名以上とし、取締役会に出席することを要します。

② 投資運用の意思決定機構

1. 運用政策会議による運用方針の決定

委託会社の設定する投資信託に関する運用方針は、商品企画部が策定し、運用政策会議において決定されます。運用政策会議は、代表取締役、運用部長、商品企画部長、クライアント・サービス部長、インベストメント・オペレーション部長、投信営業部長、リーガル&コンプライアンス部長を基本メンバーとして構成され、必要に応じて他の役職員および外部の者も

参加します。運用政策会議は、国内外の経済・市場等投資環境や運用戦略等を議論、分析し、適切な結論を得ることを目的とします。同時にファンドの運用方針を審議、承認・決定します。

2. 運用部門における運用方針の策定と運用の実行

- ・運用政策会議で審議・決定された運用の基本方針に基づき、運用を実行します。
- ・ポートフォリオの状況について、運用リスク等の評価・分析を行い、ポートフォリオの状況を常に把握します。

3. リスク管理部門における管理

委託会社では、以下の検証機能を有しています。

・パフォーマンス・レビュー・ミーティング

投資信託財産の運用状況（パフォーマンス）およびその運用リスク等の評価・分析を行い、当該ミーティングにおいて、報告・審議を行います。また外部運用委託先等のモニタリング結果についても同様の報告・審議を行い、適切に管理を行っています。

・リスク・マネジメント・ミーティング

法令、諸規則の遵守状況、投資信託約款および運用ガイドラインに基づく運用制限の遵守状況のモニタリング等の結果を報告します。

違反または留意すべき事項を発見した場合は、運用部に対して解消・改善の指示を行い、適切な管理を行っています。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業の一部を行うことができます。

平成27年10月30日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数（本）	総資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	4	17,357
追加型株式投資信託	28	354,031
株式投資信託 合計	32	371,389
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	-	-
公社債投資信託 合計	0	-
総合計	32	371,389

*百万円未満の端数を切り捨てしておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3. 委託会社等の経理状況

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 当社は子会社はありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

(1) 【貸借対照表】

期別	注記 番号	前事業年度 (平成26年 3月31日現在)			当事業年度 (平成27年 3月31日現在)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金・預金			395,149			268,796	
2. 立替金			24			-	
3. 前払費用			4,101			8,892	
4. 未収入金			17,611			8,553	
5. 未収委託者報酬			100,196			135,918	
流動資産計			517,081	92.2		422,160	90.8
II 固定資産							
1. 有形固定資産			9,475			8,569	
(1) 建物		9,900			9,900		
(2) 器具備品		9,081			9,081		
(3) その他		4,074			4,074		
(4) 減価償却累計額		△13,580			△14,486		
2. 投資その他の資産			34,361			34,164	
(1) 投資有価証券			100			-	
(2) 敷金			34,260			34,164	
固定資産計			43,836	7.8		42,733	9.2
資産合計			560,917	100.0		464,893	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 預り金			15,361			26,111	
2. 未払金			52,381			75,087	
(1) 未払手数料		31,437			46,444		
(2) 未払消費税等		7,446			20,910		
(3) その他未払金	※1	13,498			7,733		
3. 未払費用			123,236			196,519	
4. 未払法人税等			1,857			2,372	
5. 賞与引当金			10,322			9,759	
流動負債計			203,157	36.2		309,847	66.6
II 固定負債							
1. 繰延税金負債			0			-	
固定負債合計			0			-	
負債合計			203,157	36.2		309,847	66.6
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金			250,000	44.6		250,000	53.8
2. 資本剰余金			495,730			495,730	
(1) 資本準備金		450,000		80.2	450,000		96.8
(2) その他資本剰余金		45,730		8.2	45,730		9.8
3. 利益剰余金			△387,970			△590,684	
(1) その他利益剰余金							
(i) 繰越利益剰余金		△387,970		△69.2	△590,684		△127.1
純資産合計			357,760	63.8		155,046	33.4
負債・純資産合計			560,917	100.0		464,893	100.0

(2) 【損益計算書】

期別	科目	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)			当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)		
			内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
I	営業収益							
	1. 委託者報酬		861,299			1,257,750		
	2. その他営業収益		240,318			152,058		
	営業収益計			1,101,618	100.0		1,409,807	100.0
II	営業費用							
	1. 支払手数料		265,661			439,234		
	2. 広告宣伝費		79,057			60,385		
	3. 支払投資顧問料		288,132			397,934		
	4. 委託計算費		74,607			90,413		
	5. 営業雑経費		6,556			5,778		
	営業費用計			714,013	64.8		993,743	70.5
III	一般管理費							
	1. 給料	※1	580,777			448,256		
	(1) 役員報酬		31,203			31,771		
	(2) 給料・手当		364,767			380,833		
	(3) 賞与		184,807			35,652		
	2. 法定福利費		44,017			44,159		
	3. 福利厚生費		353			464		
	4. 賞与引当金繰入額		13,004			11,667		
	5. 採用教育費		3,602			1,717		
	6. 不動産賃借料		32,930			34,570		
	7. 外注費		8,415			18,013		
	8. 支払報酬料		6,699			3,570		
	9. 諸経費	※2	58,770			50,091		
	一般管理費計			748,567	68.0		612,506	43.4
	営業損失			△360,962	△32.8		△196,442	△13.9
IV	営業外収益							
	1. 受取利息		29			26		
	2. 有価証券償還益		-			1		
	3. 講演・原稿料収入		86			-		
	4. 雑収入		0			0		
	営業外収益計			115	0.0		27	0.0
V	営業外費用							
	1. 開業費償却		3,798			-		
	2. 為替差損		2,001			751		
	3. 雑損失		3			5		
	営業外費用計			5,802	0.5		756	0.1
	經常損失			△366,649	△33.3		△197,171	△14.0
VI	特別損失							
	1. 特別退職金		20,380			4,600		
	特別損失計			20,380			4,600	
	税引前当期純損失			△387,029	△35.1		△201,771	△14.3
	法人税、住民税及び 事業税			941	0.1		943	0.1
	当期純損失			△387,970	△35.2		△202,714	△14.4

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	250,000	350,000	27,949	377,949	△382,220	△382,220	245,730	245,730
当期変動額								
新株の発行	250,000	250,000		250,000			500,000	500,000
減資	△250,000		250,000	250,000				
資本準備 金の取崩		△ 150,000	150,000					
欠損補填			△382,220	△382,220	382,220	382,220		
当期純損 失					△387,970	△387,970	△387,970	△387,970
当期変動額合 計	-	100,000	17,780	117,780	△5,750	△5,750	112,030	112,030
当期末残高	250,000	450,000	45,730	495,730	△387,970	△387,970	357,760	357,760

当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他資 本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	250,000	450,000	45,730	495,730	△387,970	△387,970	357,760	357,760
当期変動額								
当期純損 失					△202,714	△202,714	△202,714	△202,714
当期変動額合 計	-	-	-	-	△202,714	△202,714	△202,714	△202,714
当期末残高	250,000	450,000	45,730	495,730	△590,684	△590,684	155,046	155,046

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

器具備品 6年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成26年 3月31日)	当事業年度 (平成27年 3月31日)
※1 関係会社に対する負債は次のとおりであります。 その他未払金 11,486 千円	※1 関係会社に対する負債は次のとおりであります。 その他未払金 3,815 千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 給料 580,777 千円	※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 給料 448,256 千円
※2 減価償却実施額 有形固定資産 1,308 千円	※2 減価償却実施額 有形固定資産 906 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	39,800株	10,000株	-	49,800株

(変動事由)

第三者割当による新株式発行による増加 10,000株

当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	49,800株	-	-	49,800株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、信用リスクはありません。また、未収入金に係る信用リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)をご参照ください）。

前事業年度（平成26年 3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	395,149	395,149	—
(2) 未収委託者報酬	100,196	100,196	—
(3) 未収入金	17,611	17,611	—

当事業年度（平成27年 3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	268,796	268,796	—
(2) 未収委託者報酬	135,918	135,918	—
(3) 未収入金	8,553	8,553	—
(4) 預り金	26,111	26,111	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金、及び(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	平成26年 3月31日	平成27年 3月31日
敷金	34,260	34,164

上記については、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年 3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	395,149	—
(2) 未収委託者報酬	100,196	—
(3) 未収入金	17,611	—
合計	512,956	—

当事業年度（平成27年 3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	268,796	—
(2) 未収委託者報酬	135,918	—
(3) 未収入金	8,553	—
合計	413,267	—

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成26年 3月31日)	当事業年度 (平成27年 3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
賞与引当金 3,679	賞与引当金 3,226
未払費用 956	未払費用 631
未払事業税 323	未払事業税 470
貯蔵品 835	貯蔵品 931
減価償却超過額 474	減価償却超過額 296
繰延資産償却超過額 -	繰延資産償却超過額 -
繰越欠損金 727,180	繰越欠損金 705,574
消費税調整差額 -	消費税調整差額 -
敷金償却費 107	敷金償却費 128
繰延税金資産小計 733,553	繰延税金資産小計 711,255
評価性引当額 733,553	評価性引当額 711,255
繰延税金資産合計 -	繰延税金資産合計 -
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 0	その他有価証券評価差額金 -
繰延税金負債合計 0	繰延税金負債合計 -
繰延税金資産 (負債) の純額 (0)	繰延税金資産 (負債) の純額 -
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。	税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正債の修正	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実行税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。	「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。
なお、当該変更に伴う繰延税金資産等に与える重要な影響はありません。	なお、当該変更に伴う繰延税金資産等に与える重要な影響はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

(単位：千円)

香港	合計
240,318	240,318

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬861,299千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニュライフ・アセット・マネジメント (HK) リミテッド	240,318	資産運用業

(注) なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

(単位：千円)

香港	合計
152,058	152,058

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬1,257,750千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ・アセット・マネジメント (HK) リミテッド	152,058	資産運用業

(注) なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	マニユライフ生命保険株式会社	東京都調布市	56,400	生命保険業	(被所有)直接100.0	事務委託役員の兼任増資の引受	出向者負担金	672,638	未払金	11,486
							第三者割当増資の引受	500,000		

当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	マニユライフ生命保険株式会社	東京都調布市	56,400	生命保険業	(被所有)直接100.0	事務委託役員の兼任	出向者負担金	511,573	未払金	3,815

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区	(百万円)140.5	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	運用委託役員の兼任	投資顧問料	163,192	未払費用	84,119
	Manulife Asset Management Limited	Toronto, Canada	(百万カナダドル)143.1	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	運用委託	投資顧問料	102,160	未払費用	24,065
	Manulife Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	(百万香港ドル)1,364.7	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	リエゾン報酬	240,318	未収入金	17,611

当事業年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	マニライフ・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区	(百万円)140.5	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	運用委託 役員の兼任	投資顧問料	220,772	未払費用	133,842
	Manulife Asset Management Limited	Toronto, Canada	(百万カナダドル)143.1	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	運用委託	投資顧問料	88,765	未払費用	21,077
	Manulife Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	(百万香港ドル)1,428.8	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	リエゾン報酬	152,058	未収入金	8,550

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。
- (2) 投資顧問料については、一般の取引条件と同様に決定しております。
- (3) 第三者割当増資の引受については、平成25年 10月24日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき、1株につき50,000円で引き受けたものであります。
- (4) リエゾン報酬については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

マニライフ生命保険株式会社 (非上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)		当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	
1株当たり純資産額	7,183.93円	1株当たり純資産額	3,113.37円
1株当たり当期純損失金額	8,975.10円	1株当たり当期純損失金額	4,070.56円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
当期純損失 (千円)	387,970	202,714
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失 (千円)	387,970	202,714
普通株式の期中平均株式数 (株)	43,225	49,800

(重要な後発事象)

1. 募集株式発行

平成27年5月29日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき、親会社であるマニュライフ生命保険㈱を引受先とする第三者割当ての方法により、下記要領で募集株式を発行しております。

- | | | |
|--------------------------|--|-----------|
| ① 募集株式の数 | 普通株式9,800株 | |
| ② 募集株式の払込金額 | 1株につき金50,000円 (払込総額金4億9,000万円) | |
| ③ 募集株式と引換えにする金銭の払込みの日 | 平成27年 6月 1日 | |
| ④ 増加した資本金及び資本準備金の額に関する事項 | 増加した資本金の額 | 2億4,500万円 |
| | 増加した資本準備金の額 | 2億4,500万円 |
| ⑤ 資金の用途 | 資金の用途については、財務体質の強化並びに事業拡大のための戦略的な投資に充当する予定であります。 | |

【委託会社等の経理状況】

- 委託会社の間接財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに、同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。
- 当社は子会社はありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

		第9期中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)
科目	注記番号	金額(千円)
(資産の部)		
I 流動資産		
1. 現金・預金		748,128
2. 前払費用		7,320
3. 未収入金		16,514
4. 未収委託者報酬		138,400
5. 仮払消費税等	※1	49,595
6. 前払消費税等		6,917
7. その他		51
流動資産計		966,927
II 固定資産		
1. 有形固定資産		
(1) 建物		13,699
(2) 器具備品		26,090
(3) その他		1,443
(4) 減価償却累計額		△12,338
2. 投資その他の資産		
(1) 敷金		53,841
固定資産計		82,737
資産合計		1,049,665

		第9期中間会計期間末 (平成27年9月30日現在)
科目	注記番号	金額(千円)
(負債の部)		
I 流動負債		
1. 預り金		22,187
2. 未払金		113,985
3. 未払費用		242,641
4. 未払法人税等		3,075
5. 賞与引当金		61,861
6. 仮受消費税等	※1	67,706
流動負債計		511,458
負債合計		511,458
(純資産の部)		
I 株主資本		
1. 資本金		495,000
2. 資本剰余金		
(1) 資本準備金		695,000
(2) その他資本剰余金		45,729
3. 利益剰余金		
(1) その他利益剰余金		
(i) 繰越利益剰余金		△697,522
純資産合計		538,207
負債・純資産合計		1,049,665

(2) 【中間損益計算書】

		第9期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
科目	注記番号	金額(千円)	
I 営業収益			
1. 委託者報酬		829,660	
2. その他営業収益		56,465	
営業収益計			886,126
II 営業費用			
1. 支払手数料		293,974	
2. 広告宣伝費		27,018	
3. 支払投資顧問料		269,369	
4. 委託計算費		55,631	
5. 営業雑経費		2,764	
営業費用計			648,757
III 一般管理費			
1. 給料			
(1) 役員報酬		15,885	
(2) 給料・手当		176,141	
2. 法定福利費		19,536	
3. 賞与引当金繰入額		54,853	
4. 不動産賃借料		23,208	
5. 外注費		3,080	
6. 支払報酬料		4,710	
7. 退職給付費用		7,347	
8. 諸経費	※1	37,643	
一般管理費計			342,407
営業損失			△105,038
IV 営業外収益			
1. 受取利息		21	
営業外収益計			21
V 営業外費用			
1. 為替差損		573	
営業外費用計			573
経常損失			△105,589
VI 特別損失			
1. 固定資産除却損		780	
特別損失計			780
税引前中間純損失			△106,370
法人税、住民税及び事業税			468
中間純損失			△106,838

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

第9期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	250,000	450,000	45,729	495,729	△590,684	△590,684	155,045	357,759
当中間期変動額								
新株の発行	245,000	245,000		245,000			490,000	490,000
中間純損失					△106,838	△106,838	△106,838	△106,838
当中間期変動額合計	245,000	245,000	-	245,000	△106,838	△106,838	383,161	383,161
当中間期末残高	495,000	695,000	45,729	740,729	△697,522	△697,522	538,207	538,207

【重要な会計方針】

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 6～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

※1. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺せず、それぞれ、流動資産及び流動負債にて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1. 減価償却実施額

有形固定資産 854千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第9期中間会計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	49,800株	9,800株	-	59,600株

(変動事由)

第三者割当による新株式発行による増加 9,800株

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)をご参照ください。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	748,128	748,128	-
(2) 未収入金	16,514	16,514	-
(3) 未収委託者報酬	138,400	138,400	-
(4) 未払金	113,985	113,985	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、及び(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

敷金(中間貸借対照表計上額53,841千円)については、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間における資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

(単位:千円)

香港	日本	合計
39,799	16,666	56,465

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。なお、委託者報酬829,660千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ・アセット・マネジメント (HK) リミテッド	39,799	資産運用業
マニユライフ生命保険株式会社	16,666	資産運用業

(注) なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額は、9,030円31銭であります。

2. 1株当たり中間純損失は、1,896円55銭であります。

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第9期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
中間純損失金額 (千円)	106,838
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る中間純損失金額 (千円)	106,838
普通株式の期中平均株式数 (株)	56,333

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月2日

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白倉 健司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬底 治啓

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行役員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月18日

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 白倉 健司

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 瀬底 治啓

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

公開日	平成27年12月25日
作成基準日	平成27年11月18日

本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館
お問い合わせ先	リーガル&コンプライアンス部